

令和4年度 モニタリング評価実施による改善のための対応方針等

評価項目	評価基準	評価委員の指摘・提言等	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
(1)投資及び収支計画の内容、適格性及び実現の程度、経理関係	投資及び収支は予定どおりか。支出超過。収入不足となっていないか。	<p>【大阪府の評価】 履行確認の結果、事業実施計画書に示した事項について、適切に実施できておらず、管理品質等に重大な課題がある。</p> <p>○令和4年度においては、昨年度評価においても指摘した、指定管理者指定申請に際して提案した投資5億円(基本協定書第13条等)の執行に向けた計画が提出されず、また、収支計画書の提出義務等(基本協定書第10条等)について、履行確認等において繰り返し是正するよう求めたが改善されず、その承認が10月28日までずれ込んだ結果、今年度評価の手続に支障が生じた。基本協定書等に定められた義務を再認識しその履行に厳に努められたい。</p> <p>【評価委員会の指摘・提言】 投資5億円が履行義務とされていることを認識のうえ、履行に向けた計画を早急に示されたい。 収支計画書の提出について、年度当初に提出がなく、評価を行うにあたって支障が生じた。基本協定書等で定められた義務を再認識し、適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>【指定管理者】 投資については再計画を提出予定、収支計画書は、毎年12月中に提出致します。収支計画書の提出が期日を遅れたことについては、コロナ補填金等の兼ね合いもあり正確な収支計画作成に努めた結果によるものです。今後は、指定された期日の順守を最優先し、提出期限の相当前より複数名で収支計画作成に携わることを対策とし、再発防止に努めます。</p>	<p>【指定管理者】 投資5億円の執行に向けた再計画を策定し、今年度の事業計画に添付する。収支計画書については毎年12月中に提出する。</p>